



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 19 日 (火)
第 8 7 9 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正 (286) (福利厚生課) 2
	介護補償として支給する金額の一部改正 (287) (〃) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (288) (福祉保健課) 4
	生活保護法による医療機関の廃止の届出 (289) (〃) 4
	生活保護法による施術者の指定 (290) (〃) 4
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (291) (東部福祉保健事務所) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (292) (〃) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (293) (〃) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (294) (中部総合事務所福祉保健局) 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (295) (〃) 6
	土地改良区の役員の就退任 (2 件) (296・297) (中部総合事務所農林局) 6
◇ 教委告示	物品売払代金の徴収事務の委託 (6) (高等学校課) 8
◇ 公 告	鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画 (畜産課) 8
	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (2 件) (物品契約課) 9
	随意契約の相手方の決定 (税務課) 15

告 示

鳥取県告示第286号

平成 5 年鳥取県告示第400号(年金たる補償及び休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について)の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額	年齢階層	補償基礎額の 最低限度額	補償基礎額の 最高限度額
20歳未満	<u>4,688円</u>	<u>13,207円</u>	20歳未満	<u>4,475円</u>	<u>13,005円</u>
20歳以上25歳未満	<u>5,173円</u>	<u>13,207円</u>	20歳以上25歳未満	<u>5,030円</u>	<u>13,005円</u>
25歳以上30歳未満	<u>5,721円</u>	<u>13,589円</u>	25歳以上30歳未満	<u>5,585円</u>	<u>13,573円</u>
30歳以上35歳未満	<u>6,139円</u>	<u>16,312円</u>	30歳以上35歳未満	<u>6,069円</u>	<u>16,192円</u>
35歳以上40歳未満	<u>6,571円</u>	<u>18,803円</u>	35歳以上40歳未満	<u>6,475円</u>	<u>18,680円</u>
40歳以上45歳未満	<u>6,750円</u>	<u>21,355円</u>	40歳以上45歳未満	<u>6,729円</u>	<u>21,472円</u>
45歳以上50歳未満	<u>6,865円</u>	<u>23,924円</u>	45歳以上50歳未満	<u>6,654円</u>	<u>23,984円</u>
50歳以上55歳未満	<u>6,738円</u>	<u>25,214円</u>	50歳以上55歳未満	<u>6,474円</u>	<u>25,191円</u>
55歳以上60歳未満	<u>6,057円</u>	<u>24,747円</u>	55歳以上60歳未満	<u>5,878円</u>	<u>24,139円</u>
60歳以上65歳未満	<u>4,916円</u>	<u>19,935円</u>	60歳以上65歳未満	<u>4,731円</u>	<u>19,385円</u>
65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,579円</u>	65歳以上70歳未満	<u>3,930円</u>	<u>15,991円</u>
70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,207円</u>	70歳以上	<u>3,930円</u>	<u>13,005円</u>

附 則

- 1 この告示は、平成28年 4 月19日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年 4 月19日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第287号

平成 8 年鳥取県告示第423号(介護補償として支給する金額について)の一部を次のように改正する。

平成28年 4 月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
介護を要する状態 の区分	介護を受けた日 の区分	金額	介護を要する状態 の区分	介護を受けた日 の区分	金額
常時介護を要する 状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額	常時介護を要する 状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた	その月における介護に要する費用として支出された費用の額

	日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)	(その額が <u>104,950円</u> を超 えるときは、 <u>104,950円</u>)		日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)	(その額が <u>104,570円</u> を超 えるときは、 <u>104,570円</u>)
	2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>57,030円</u> 以 下であるとき に限る。)	月額 <u>57,030円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)		2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が <u>56,790円</u> 以 下であるとき に限る。)	月額 <u>56,790円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)
随時介護を要する 状態	1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)	その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>52,480円</u> を超 えるときは、 <u>52,480円</u>)	随時介護を要する 状態	1 一の月に介 護を要する費 用を支出して 介護を受けた 日があるとき (次項に掲げ る場合を除 く。)	その月における 介護に要する費 用として支出さ れた費用の額 (その額が <u>52,290円</u> を超 えるときは、 <u>52,290円</u>)
	2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が	月額 <u>28,520円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)		2 一の月に親 族又はこれに 準ずる者によ る介護を受け た日があると き(その月に 介護に要する 費用を支出し て介護を受け た日がある場 合にあって は、当該介護 に要する費用 として支出さ れた額が	月額 <u>28,400円</u> (新たに介護補 償を支給すべき 事由が生じた月 にあつては、介 護に要する費用 として支出され た額)

28,520円以下 であるとき に限る。)	28,400円以下 であるとき に限る。)
-----------------------------	-----------------------------

附 則

- 1 この告示は、平成28年4月19日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成28年4月1日以後の期間に係る介護補償として支給する金額について適用し、同日前の期間に係る介護補償として支給する金額については、なお従前の例による。

鳥取県告示第288号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
日本調剤 鳥大前薬局	米子市西町79	平成28年4月1日

鳥取県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
池原整形外科医院	米子市日原804-2	平成28年2月29日
あさひ薬局	米子市皆生新田二丁目2-5	平成28年3月3日
アイ・プラス薬局 末広店	鳥取市末広温泉町565	平成28年3月12日
遠藤薬局	西伯郡伯耆町溝口668	平成28年4月1日

鳥取県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
武田 昂大	鳥取市用瀬町鷹狩104-18	なおと整骨院	鳥取市扇町87	平成28年1月13日

森脇 渉	八頭郡八頭町富枝265 -15	〃	〃	〃
------	--------------------	---	---	---

鳥取県告示第 291 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成 年 月 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人回想療法センター鳥取	八頭郡八頭町橋本235-1	夢工房こばちゃん	八頭郡八頭町新興寺97	就労継続支援B型	平成28年4月15日

鳥取県告示第292号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ライフ	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成28年2月8日	平成28年3月31日	訪問看護
〃	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	〃	〃	通所介護
有限会社エフエムエルサービス	アイ・プラス薬局末広店	鳥取市末広温泉町565	平成28年3月14日	平成28年3月12日	居宅療養管理指導

鳥取県告示第293号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ライフ	R e a f	鳥取市湖山町東四丁目61	平成28年2月8日	平成28年3月31日	介護予防訪問看護
〃	賀露の家	鳥取市賀露町南一丁目11-1	〃	〃	介護予防通所介護
有限会社エフエムエルサービス	アイ・プラス薬局末広店	鳥取市末広温泉町565	平成28年3月14日	平成28年3月12日	介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第294号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 湯梨浜町社会 福祉協議会	社会福祉法人湯 梨浜町社会福祉 協議会指定訪問 入浴介護事業所	東伯郡湯梨浜町 大字旭86	平成28年4月 1日	平成28年5月 1日	訪問入浴介護
株式会社ウエ ハラ	訪問介護事業所 ウエハラ	倉吉市堺町二丁 目926-2	平成28年4月 12日	〃	訪問介護

鳥取県告示第295号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
社会福祉法人 湯梨浜町社会 福祉協議会	社会福祉法人湯 梨浜町社会福祉 協議会指定介護 予防訪問入浴介 護事業所	東伯郡湯梨浜町 大字旭86	平成28年4月 1日	平成28年5月 1日	介護予防訪問 入浴介護
株式会社ウエ ハラ	訪問介護事業所 ウエハラ	倉吉市堺町二丁 目926-2	平成28年4月 12日	〃	介護予防訪問 介護

鳥取県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり灘手土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理事	仲本望助	倉吉市谷294-1
〃	筏津純一	倉吉市尾原413
〃	長柄正秋	倉吉市谷281-2
〃	田中喜昭	倉吉市鋤147
〃	桑本哲弘	倉吉市鋤137
〃	松井弘志	倉吉市別所284-1
〃	伊垢離英明	倉吉市別所350-2
〃	石川功	倉吉市尾原107-2

// 吉 田 康 雄 倉吉市別所458
 // 吉 田 栄 治 倉吉市別所253-1
 // 岡 田 亘 倉吉市北面54-5
 // 隅 哲 也 倉吉市北面169
 監 事 瀬 尾 勝 美 倉吉市尾原112
 // 長 柄 和 徳 倉吉市谷40-2

平成28年3月27日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 筏 津 純 一 倉吉市尾原413
 // 酒 田 照 美 倉吉市鋤138-3
 // 石 川 功 倉吉市尾原107-2
 // 伊 垢 離 英 明 倉吉市別所350-2
 // 吉 田 譲 倉吉市別所248
 // 桑 本 哲 弘 倉吉市鋤137
 // 明 里 徹 倉吉市谷163
 // 長 柄 正 秋 倉吉市谷281-2
 // 隅 哲 也 倉吉市北面169
 // 松 井 弘 志 倉吉市別所284-1
 // 山 口 俊 治 倉吉市北面300
 // 徳 山 貴 美 倉吉市別所490
 監 事 長 柄 和 徳 倉吉市谷40-2
 // 三 好 義 則 倉吉市別所495

平成28年3月28日就任 任期4年

鳥取県告示第297号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年4月19日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 亀 井 勇 倉吉市長坂町439-2
 // 石 賀 由 光 倉吉市下大江202-3
 // 谷 口 幸 夫 倉吉市広瀬966
 // 山 下 博 倉吉市東鴨41
 // 蔵 増 義 幸 倉吉市広瀬852
 // 舟 木 寿 行 倉吉市岩倉45
 // 宮 原 美知子 倉吉市大宮144-6
 // 堀 一 正 倉吉市東鴨76
 // 徳 永 紀久生 倉吉市岩倉818
 // 山 田 芳 信 倉吉市大宮150-1
 監 事 岸 田 通 彦 倉吉市長坂町454
 // 牧 野 淳 二 倉吉市下大江213

平成28年3月28日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	石 賀 由 光	倉吉市下大江202- 3
	〃 山 下 博	倉吉市東鴨41
	〃 堀 一 正	倉吉市東鴨76
	〃 高 橋 昭 夫	倉吉市長坂町449
	〃 石 坂 和 永	倉吉市広瀬661- 1
	〃 舟 木 寿 行	倉吉市岩倉45
	〃 宮 原 美知子	倉吉市大宮144- 6
	〃 山 本 暢 彦	倉吉市長坂町448- 1
	〃 牧 野 淳 二	倉吉市下大江213
	〃 山 田 芳 信	倉吉市大宮150- 1
監 事	徳 永 正 一	倉吉市岩倉816- 1
	〃 山 根 登	倉吉市広瀬606

平成28年 3 月 29 日就任 任期 4 年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 6 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、鳥取県立倉吉農業高等学校演習林林産物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 19 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

1 委託の相手

株式会社倉吉木材市場

2 委託期間

平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで

公 告

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき、平成37年度を目標年度とする鳥取県酪農・肉用牛生産近代化計画を次のとおり作成したので、同条第 6 項の規定により公表する。

平成28年 4 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部農業振興戦略監畜産課、東部農林事務所及び各総合事務所農林局に備え置いて縦覧に供する。）

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の 2 第 1 項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年 4 月 19 日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在	開発行為を行う土地の所在	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の面積	開発行為に係る森林の土地		

	在地	地			林の土地 の面積	の面積		
株式会社大 谷組 代表取締役 大谷 廣秋	鳥取市八 坂21-1	鳥取市 長谷字 猿ヶ瀬 773-1 ほか3 筆	建設発 生土処 理場の 設置	11.6049 ヘクター ル	11.6049 ヘクター ル	4.8830 ヘクター ル	平成28年3 月30日から 平成35年6 月30日まで	平成28年 3月30日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ロータリー除雪車（2.6m級） 交換購入 1台

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年11月18日（金）

(4) 納入場所

鳥取県八頭郡八頭町郡家380-6 鳥取県八頭県土整備事務所車両基地

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

今回購入するロータリー除雪車（2.6m級）については、鳥取県が交換に供する物品（平成15年11月登録のロータリー除雪車）との交換契約とするので、入札者は、鳥取県が購入する物品と鳥取県が交換に供する物品との差額金額を入札書に記載すること。

なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年4月28日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

(3) 平成28年4月19日（火）から同年5月27日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 平成28年4月19日(火)から同年5月27日(金)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

- (3) 入札説明書の交付方法

平成28年4月19日(火)から同年5月10日(火)までの日にインターネットのホームページ(物品電子調達ウェブサイト(<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>))から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年4月19日(火)から同年5月10日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年5月25日(水)午前8時から同月27日(金)正午まで(午後6時から翌午前8時までの間を除く。)。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月26日(木)午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年5月27日(金)午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に、平成28年 5 月 10 日(火)午後 5 時まで次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Exchange purchase of Rotary snow plow(2.6m class) Quantity 1
- (2) May 10, 2016 5:00PM: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) May 27, 2016 Noon: Time-limit for submission of tenders
May 26, 2016 5:00PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
ロータリー除雪車（2.2m級） 1台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成28年11月18日（金）
- (4) 納入場所
鳥取県日野郡日野町本郷92-1 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局車両基地
- (5) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
なお、入札価格は、鳥取県が購入する物品に係る自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税、自動車税及び自動車取得税は含まない金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の車両に登録されている者であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年4月28日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。
- (3) 平成28年4月19日（火）から同年5月27日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成28年4月19日（火）から同年5月27日（金）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (5) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

- (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部道路企画課維持担当

電話 0857-26-7356

- (3) 入札説明書の交付方法

平成28年4月19日（火）から同年5月10日（火）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年4月19日（火）から同年5月10日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年5月25日（水）午前8時から同月27日（金）正午まで（午後6時から翌午前8時までの間を除く。）。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月26日（木）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年5月27日（金）午後1時

ウ 場所

(1)に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札

ア 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

イ 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

ウ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に、平成28年5月10日

(木) 午後 5 時までに次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類が電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の (1) の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の (1) の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に 100 分の 108 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第 113 条第 1 項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5 の (2) の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary snow plow(2.2m class) Quantity 1

(2) May 10, 2016 5:00PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 27, 2016 Noon : Time-limit for submission of tenders

May 26, 2016 5:00PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Goods contract division of accounting general affairs bureau Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7432

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 4 月 19 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 平成 28 年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 3 月 24 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町 50 |
| 5 契約金額 | 84,261,600 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をするとその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県総務部税務課
鳥取市東町一丁目 220 |